

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

堺市国民健康保険条例施行規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「出産育児一時金支給申請書」を「国民健康保険出産育児一時金支給申請書」に、「書面」を「書類」に改める。

第4条中「葬祭費支給申請書」を「国民健康保険葬祭費支給申請書」に、「被保険者であること」を「死亡者が被保険者であったこと」に改め、「確認できるもの」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加える。

第7条を削る。

第8条中「堺市国民健康保険料納額通知書（様式第10号（甲）（乙）（丙）（丁）（戊）」を「国民健康保険料納入通知書（様式第10号）」に、「堺市国民健康保険料納額通知書兼更正決定通知書（様式第11号（甲）（乙）（丙）」を「国民健康保険料決定（更正）通知書（様式第11号（甲）（乙）」に改め、同条ただし書中「堺市国民健康保険料納額通知書兼更正決定通知書」を「国民健康保険料決定（更正）通知書」に、「堺市国民健康保険料更正決定通知書兼特別徴収中止通知書（様式第11号の2（甲）（乙）」を「国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書（様式第11号の2）」に改め、同条を第7条とする。

第8条の2中「堺市国民健康保険料納付書」を「国民健康保険料納付書」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「様式第12号（甲）」又は「堺市国民健康保険料納付書（督促状）（様式第12号（乙）」を「様式第12号（甲）（乙）」に改める。

第14条第1項中「年度」を「年」に改める。

第14条の2第2号中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同号イ中「第15条の2第1項第3号」及び「同条第1項第3号」の次に「及び第5項第3号」を加える。

第14条の3第1項第2号中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

第15条第2項中「次条」を「第16条」に改める。

第16条第1項第3号中「収監証明書」を「在所証明書」に改め、同項第4号中「前条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第17条第2項及び第17条の2第2項中「堺市国民健康保険料納額通知書兼更正決定通知書」を「国民健康保険料決定（更正）通知書」に、「堺市国民健康保険料更正決定通知書兼特別徴収中止通知書」を「国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書」に改める。

別表第1中「均等割額」の次に「、18歳以上被保険者均等割額」を加える。

様式目次中「出産育児一時金支給申請書」を「国民健康保険出産育児一時金支給申請

書」に、「葬祭費支給申請書」を「国民健康保険葬祭費支給申請書」に、

「

10 (甲)	8		堺市国民健康保険料納額通知書
10 (乙)	8		堺市国民健康保険料納額通知書
10 (丙)	8		堺市国民健康保険料納額通知書
10 (丁)	8		堺市国民健康保険料納額通知書
10 (戊)	8		堺市国民健康保険料納額通知書
11 (甲)	8		堺市国民健康保険料納額通知書兼更正決定通知書
11 (乙)	8		堺市国民健康保険料納額通知書兼更正決定通知書
11 (丙)	8		堺市国民健康保険料納額通知書兼更正決定通知書
11の2 (甲)	8		堺市国民健康保険料更正決定通知書兼特別徴収中止通知書
11の2 (乙)	8		堺市国民健康保険料更正決定通知書兼特別徴収中止通知書
11の3	8の2		堺市国民健康保険料納付書

を

「

10	7		国民健康保険料納入通知書
11 (甲)	7		国民健康保険料決定 (更正) 通知書
11 (乙)	7		国民健康保険料決定 (更正) 通知書
11の2	7		国民健康保険料仮徴収額停止決定通知書
11の3	8		国民健康保険料納付書

に

改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第5号中

「

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決の日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

を

」

「

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

に

」

改める。

様式第7号（甲）中

「

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決の日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

を

」

「

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

に

」

改める。

様式第10号（甲）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第10号（乙）から様式第10号（戊）までを削る。

様式第11号（甲）及び様式第11号（乙）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第11号（丙）を削る。

様式第11号の2（甲）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第11号の2（乙）を削る。

様式第11号の3から様式第15号までを次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和8年条例第7号）附則第1項ただし書の規則で定める日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「書面」を「書類」に改める部分に限る。）、第4条の改正規定（「葬祭費支給申請書」を「国民健康保険葬祭費支給申請書」に改める部分を除く。）、第14条から第15条までの改正規定、第16条の改正規定及び別表第1の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の堺市国民健康保険条例施行規則（以下「新規則」という。）第14条の2、第14条の3及び別表第1の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市国民健康保険条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

支給額 円

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

世帯主住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____

堺市 区長 殿

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。				
振込先	金融機関		(フリガナ) 口座名義人		
	口座種別	普通・当座・その他 ()	口座番号		
被保険者 記号・番号			世帯主氏名		
出産した被 保険者氏名			個人番号	世帯主 との続柄	
出産の 年 月 日			支払種別 (出生前の請求は、 貸付となります。)		
出産の 週(日)数	週 (日)				

国民健康保険葬祭費支給申請書

支給額 円

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

葬祭を行う者
住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____

堺市 区長 殿

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。		
振込先	金融機関		(フリガナ) 口座名義人
	口座種別	普通・当座・その他 ()	口座番号
被保険者 記号・番号			
死亡した被 保険者氏名			申請者 との続柄
死亡 年月日	(喪失日)		
葬祭執行 年月日			交通事故等の 第三者行為
		有 ・ 無	

様

年度 国民健康保険料 納入通知書

被保険者番号

堺市国民健康保険条例の規定により、 年度堺市国民健康保険料を決定しましたので通知します。

年 月 日 堺市 区長 印

1 年間保険料額について

年間保険料額	円
--------	---

2 納付（徴収）方法ごとの期別保険料について

納付書で納付の場合は、同封の納付書にて、堺市の指定する金融機関等でお納めください。

普通徴収

期別	期別保険料	口座振替日／納期限
第1期	円	
第2期	円	
第3期	円	
第4期	円	
第5期	円	
第6期	円	
第7期	円	
第8期	円	
第9期	円	
第10期	円	
合計額	円	

特別徴収

月別	期別保険料
4月	円
6月	円
8月	円
10月	円
12月	円
2月	円
合計額	円

金融機関名			
口座種別	振替区分		
口座番号			
口座名義人			

納付義務者			
生年月日		性別	
住所			
徴収方法			
特別徴収義務者			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額			

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しをを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

様

年 月 日
堺市 区長 印

年度分国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名				被保険者番号	
生年月日		性別			
住 所					

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
4月	円	円
6月	円	円
8月	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	円

- (教示)
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
 - この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
 - 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

<p style="text-align: center;">大阪府堺市 年度 国民健康保険料 納入済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口屋番号</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>賦課年度</td> <td>効力年度</td> <td>通知書番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口屋番号	金額	円	賦課年度	効力年度	通知書番号	期別	被保険者番号	納期限			<p style="text-align: center;">大阪府堺市 年度 国民健康保険料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>	納付者氏名		金額	円	延滞金	円	合計	円	<p style="text-align: center;">堺市 区長 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
加入者名	口屋番号	金額	円																			
賦課年度	効力年度	通知書番号	期別																			
被保険者番号	納期限																					
納付者氏名																						
金額	円																					
延滞金	円																					
合計	円																					
<p style="text-align: center;">大阪府堺市 年度 国民健康保険料 納入済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口屋番号</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>賦課年度</td> <td>効力年度</td> <td>通知書番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口屋番号	金額	円	賦課年度	効力年度	通知書番号	期別	被保険者番号	納期限			<p style="text-align: center;">大阪府堺市 年度 国民健康保険料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>	納付者氏名		金額	円	延滞金	円	合計	円	<p style="text-align: center;">堺市 区長 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
加入者名	口屋番号	金額	円																			
賦課年度	効力年度	通知書番号	期別																			
被保険者番号	納期限																					
納付者氏名																						
金額	円																					
延滞金	円																					
合計	円																					
<p style="text-align: center;">大阪府堺市 年度 国民健康保険料 納入済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口屋番号</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>賦課年度</td> <td>効力年度</td> <td>通知書番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口屋番号	金額	円	賦課年度	効力年度	通知書番号	期別	被保険者番号	納期限			<p style="text-align: center;">大阪府堺市 年度 国民健康保険料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>	納付者氏名		金額	円	延滞金	円	合計	円	<p style="text-align: center;">堺市 区長 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
加入者名	口屋番号	金額	円																			
賦課年度	効力年度	通知書番号	期別																			
被保険者番号	納期限																					
納付者氏名																						
金額	円																					
延滞金	円																					
合計	円																					

取りまとも金額欄に
取りまとも印

収納代行会社:

収納代行会社:

収納代行会社:

堺市 区長 印

様

堺市国民健康保険料 督促状

納付義務者			
科 目	国民健康保険料		
年 度		期(月)分	
通知書番号		納 期 限	
未 納 金 額		支 払 期 限	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第12号(乙) (第11条関係)

堺市国民健康保険料 督促状

加入者名		口座番号		金額		円	
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別				
被保険者番号	納期限						

納付者氏名							
金額							円
合計							円

氏名	氏名		合計		円		円	
納付者	納付者		合計		円		円	
収用	収用		合計		円		円	

領収証書							
納付金額		納付合計額		領収日付		収入印紙	
本書の金額を領収いたしました。				収入印紙会社			

堺市 区長 印

取りまとの金融機関
取りまとの店

(表示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の期（この決定があった日から1年を超えてはならない。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課課内）に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を終えた場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の期（当該裁決があった日から1年を超えてはならない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求め訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経なくとも取消しを求め訴えを提起することができます。

延滞金減免申請書

堺市 区長 殿
 次の滞納金額のうち、延滞金について減免申請します。

申請者	住所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
申請事由										
滞納金額										
科目	賦年	相年	期(月)	未納額 (円)	督促 (円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限		
	通知書番号									
合 計 (法律による金額)										
備 考										

国民健康保険料 徴収猶予申請書

堺市 区長 殿 年 月 日

次のとおり徴収猶予を申請します。なお、猶予を受けた保険料については、誠意をもって完納するとともに、新たな保険料は必ず納期限内に納付することを固く誓います。

申請者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
徴収猶予を受けようとする金額	科目	賦年 相年 期(月) 通知書番号	未納額 (円)	督促 (円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	
合 計 (法律による金額)								
徴収猶予を受けようとする期間								
納付（納入）すべき徴収金								
該 当 条 項								
徴収猶予を必要とする理由								
納 付 計 画			<input type="checkbox"/> 有（別紙納付計画書のとおり） <input type="checkbox"/> 無					
担 保 提 供			<input type="checkbox"/> 有（その種類） <input type="checkbox"/> 無（その理由）					
<備 考>								

年 月 日

様

堺市 区長



国民健康保険料 徴収猶予承認通知書

国民健康保険料の徴収猶予申請について、次のとおり承認したので通知します。ついては、納付計画を確実に履行してください。万が一納付のない場合は、徴収猶予の取消しをするとともに、法の規定により滞納処分執行を行いますのでご注意ください。

納付義務者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
猶予金額	科目	賦年 相年 期(月) 通知書番号	未納額（円）	督促 （円）	延滞金(円) （法律による金額）	合計金額(円) （法律による金額）	納期限	
合 計（法律による金額）								
滞納処分費（法律による金額）								
猶 予 期 間								
納 付 計 画								
該 当 条 項								
担 保								
申 請 日								
<備 考>								

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。